

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和43年4月から44年3月まで

申立期間当時、私は元夫と一緒に飲食店を経営しており、私は店で注文取りと経理を担当していた。国民年金保険料については、店に来た集金人に元夫の分と併せて納付しており、元夫は申立期間の保険料は納付済みとなっているので、私も納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、店に来た集金人に申立人の元夫の国民年金保険料と併せて納付したとしているが、当該期間における申立人の元夫の納付状況を見ると、昭和39年10月から40年3月までの保険料は未納である上、36年4月から39年9月までの保険料は、申立人と離婚した後の54年から55年にかけて特例納付されていることから、申立人の主張に不合理な点が見られる。このことについて、申立人に説明したところ、申立期間①の保険料の納付については記憶違いであったとしている。

一方、申立期間②については、12か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、上記のとおり、申立人の元夫の分と併せて納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年11月に申立人の元夫と連番で払い出されており、その翌年度から夫婦共に納付を開始していることが確認できる上、申立人の元夫については申立期間②の保険料は納付済みとなっていることから、あえて申立人のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の養子等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年9月から54年3月まで

昭和54年か55年ごろ、今なら国民年金保険料の未納分をまとめて納めることができると夫が聞いてきたので、義父(故人)が、私の国民年金の加入手続きを行い、全額納付した。保険料、納付場所等は不明だが、夫は納付のため義父を車に乗せて行ったことを覚えているので、申立期間について、保険料を納付したことは間違いない。

第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は申立期間のみであり、申立人は、申立期間を除いた国民年金加入期間すべてについて、4か月を除き付加保険料を含めて保険料を納付している上、申立人の夫及び申立人と当時同居していた申立人の義父母共に、国民年金加入期間について保険料をすべて納付済みであること等から、申立人家族の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が国民年金に加入した経緯及び加入手続きが行われた時期について、申立人及び申立人の夫の記憶は共に一致している上、申立人の義父が申立人の国民年金への加入手続き及び申立期間の保険料の納付を行ったとする時期は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期と符合しているとともに、第3回特例納付の実施期間中でもあったことから、申立内容は信憑性^{びょう}があると考えられる。

さらに、申立人の夫には、申立人の義父が行ったとみられる特例納付の記録があり、申立人の義父は特例納付の制度について理解があったと考えられる上、A市は、当時、過年度納付及び第3回特例納付に係る国民年金保険料の納付書を窓口で発行していたとしていることから、申立人の義父が、市に

において申立人の国民年金への加入手続を行った後、過年度納付及び第3回特例納付により申立期間の保険料を納付したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 452

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から38年3月まで

先代から仕事を引き継ぎ、昭和34年から平成18年10月まで自営業を営んでいた。私の国民年金については、被保険者資格を取得した年から納付しているので心配ないと両親から聞いたことがあるので、申立期間の国民年金保険料が未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付をしたとする申立人の母親も、国民年金制度発足時から60歳到達までの期間の保険料を完納しており、親子共に納付意識は高かったものと思われる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年7月に払い出されているが、その時点において、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である上、昭和38年度の保険料は過年度納付されていることから、当該期間よりも時効の到来が早い申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月から9年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、市役所から送られてきた納付書により、母親が金融機関で納付していた。今まで保険料を払い続けてきており、申立期間のみ未納となっていることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の14か月を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間の申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親に聴取した結果、申立人の保険料は申立人の父親の分と併せて納付していたとしているところ、申立期間における申立人の父親の保険料は納付済みとなっている上、社会保険事務所の納付記録によると、納付日が確認できる平成9年4月から申立人の父親が厚生年金保険に加入する10年9月まで納付期限内である同じ日に現年度納付されていることが確認でき、申立人の母親の説明を裏付けるものとなっている。

さらに、平成7年度について、申立人の父親の納付日は不明であるが、申立人の保険料は申立期間直前の1月分まで納付期限内に現年度納付されていることが確認でき、申立期間前後の期間を適切に納付しながら申立期間の保険料を納めなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和43年3月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月9日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間を確認したところ、昭和43年3月9日から同年5月1日までの記録が無い旨の回答をもらった。42年8月に入社し、44年2月に退職するまでずっとA社に勤務していた。43年4月ごろに部署が変わり、本社事務から研修所内の事務に異動したが、退職はしていない。給与は引き続き支払われており、厚生年金保険料も変わりなく天引きされていた記憶がある。また、申立期間当時に健康保険証を返却した記憶も無い。研修所での同僚にC氏、同社D支社での同僚にE氏がいる。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のA社に係る厚生年金保険被保険者記録によると、申立人は、昭和42年8月10日に資格取得、43年3月9日に資格喪失、同年5月1日に再度資格取得、44年2月28日に資格喪失となっており、申立期間の約2か月間の被保険者記録が無いところ、申立人の同社に係る雇用保険加入記録をみると、42年8月10日資格取得、44年2月28日離職となっていることから、申立人が申立期間にも継続して同社で勤務していたことが確認できる。

また、申立人は申立期間にA社の研修所で勤務していたと主張しているところ、申立人の記憶及び社会保険庁の記録により把握した当該研修所の申立

人の上司及び研修生に照会した結果、申立人を覚えていると回答した3人は、本人の研修所における勤務期間について、それぞれ約8か月、10か月、1年間であるとした上で、3人とも「申立人は、私が研修所で勤務している期間に継続して事務の仕事をしていた。」旨、このうち一人（申立人の上司）は「私は、この研修所を開設するためにB支社に異動してきた。研修所の事務を行わせるため、申立人を異動させてもらい、1年間ぐらい一緒に勤務していた。当時、アルバイトに異動は無かったので、申立人は正社員であったと思う。」旨供述していることから、申立人は申立期間を含む1年間ぐらいの期間に継続して当該研修所で正社員として勤務しており、申立人の業務内容に変更は無かったものと推認できる。そのため、申立人が当該研修所で勤務していた期間のうち申立期間のみ厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和43年2月及び同年5月の社会保険庁の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

三重国民年金 事案 454

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から50年3月まで

申立期間のうち、昭和38年10月から41年9月までは、婚姻前にA県B市の実家で家業を手伝っていた期間であり、他界した兄が私の国民年金の加入手続と保険料納付をしてくれていたと思う。

また、昭和41年10月から50年3月までは、婚姻してC市に移り住んだ後の期間で、家計を握っていた義母が、家族4人分（義母、義妹、夫及び私）の保険料を集金に来ていた町内会役員に納付していた。家族である私の分の保険料のみを納付しなかったとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の兄及び申立人の義母が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人の国民年金への加入手続等を行ったとする申立人の兄は他界しており、申立人の義母も高齢等のため聴取に応ずることができないこと等から、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

また、申立期間は11年余りと長期間に及んでいる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和51年2月にC市において払い出されているが、その時点では、申立期間のほとんどは時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、国民年金手帳記号番号が払い出された時点において納付することが可能である期間についても、過年度納付によらなければ保険料を納付できない期間であるが、C市の集金人は過年度保険料を取り扱っていなかったことから、申立人の主張に不合理な点がみられる。

加えて、申立人が婚姻前に居住していたB市を調査しても申立人が国民年

金に加入した形跡は無く、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 2 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月から同年 11 月まで

申立期間当時、退職後に国民年金の保険料を納付した記憶がある。納付方法は明確には覚えていないが、郵便局又は町役場に納付しに行ったか、あるいは集金に来てもらって納付したと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は国民年金の加入手続や納付方法等について具体的な記憶が無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間を始め、昭和 58 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 60 年 11 月から 61 年 2 月までの期間の国民年金加入記録は、申立人の国民年金への加入手続が行われた平成 17 年 5 月に追加されたものである。このことを前提とすると、17 年 5 月に加入記録が追加されるまでは、申立期間は国民年金の未加入期間であるため、国民年金保険料を納付することはできなかつたこととなる。

さらに、申立期間の加入記録が追加された平成 17 年 5 月の時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 8 月、45 年 6 月から同年 8 月までの期間、47 年 1 月から同年 3 月までの期間、56 年 2 月から同年 5 月までの期間及び 58 年 12 月から 59 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 8 月
② 昭和 45 年 6 月から同年 8 月まで
③ 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 56 年 2 月から同年 5 月まで
⑤ 昭和 58 年 12 月から 59 年 7 月まで

申立期間①、②及び③については、当時父親が私の国民年金の管理をしており、国民年金保険料も父親が納付していた。

申立期間④及び⑤は、婚姻後で、集金人が自宅に保険料の徴収に来ていたが、昭和 52 年又は 53 年ごろに集金人の持ち逃げが問題になっていた。また、58 年ごろには市役所の支所に納付していたとも思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親又は申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間①、②及び③については、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料を管理していたとする申立人の父親は他界しているため、国民年金の加入及び納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 5 月に払い出されているが、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、市の記録によると、申立人は昭和 63 年 4 月 20 日に国民年金加入

の届出を行った旨の記載がある上、申立期間の国民年金加入記録は、申立人及び申立人の夫の厚生年金保険加入記録を確認した上で、国民年金加入期間としてさかのぼって追加されており、これは社会保険事務所の記録とも一致している。このことを前提とすると、加入記録が追加されるまでは、申立期間は国民年金の未加入期間であるため、国民年金保険料を納付することはできなかつたこととなる。

加えて、申立期間④及び⑤については、平成 10 年 11 月に追加された申立人の夫の国民年金加入期間と同じ期間である上、当該期間については、申立人の夫の国民年金保険料も未納となっている。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年2月から33年まで
② 昭和35年2月11日から40年まで

社会保険事務所に厚生年金保険加入期間について照会したところ、A社についてはすべて、B社（現在は、C社。以下同じ。）については昭和33年8月17日から35年2月11日までの期間を除き、記録が見付からないとの回答があった。

しかし、私は、他の会社を昭和29年1月27日に退職してすぐに、A社で33年までの4年間、B社で33年8月17日から40年まで勤務しており、納得いかないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和30年6月1日であり、申立期間①のうち同年5月31日までの期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、申立期間①について、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、A社は平成18年12月1日に解散している上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在は判明せず、連絡先が分かった当時の社長の息子（昭和53年に社長に就任）に照会したものの、申立人に

ついて覚えておらず、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、①申立人は、A社の同僚二人の名字を覚えているため、社会保険庁の記録を調査したところ、同じ名字で申立期間①に同社で厚生年金保険被保険者であった者を一人確認できたものの、既に他界している上、②社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間①に資格取得した被保険者のうち連絡先が分かった二人に照会したところ、二人とも申立人を覚えておらず、当該同僚本人の入社時期についての記憶も不明確であると回答しており、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

- 2 申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、C社に照会したところ、資料が無く不明であるとの回答があり、これらについて関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、①申立人が記憶している同僚及び②社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている昭和35年2月11日から36年12月28日までの期間に資格取得した被保険者の計32人のうち連絡先が分かった5人に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

- 3 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月から27年12月まで
② 昭和40年5月から51年11月まで

A社（現在は、B社。以下同じ。）及びC社で厚生年金保険に加入したとされる期間については、既に脱退手当金を受け取っている。しかし、社会保険事務所から回答のあった両社における厚生年金保険加入期間は、実際の勤務していた期間と大きく相違しているように思う。調査の上、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち昭和19年3月1日から20年11月29日までの期間については、社会保険庁の記録によると、申立人はA社に係る厚生年金保険被保険者期間において脱退手当金は支給済みとされている上、申立人も当該脱退手当金を受給したことを認めている。

また、申立期間①のうち昭和19年3月1日から20年11月29日までの期間を除く期間については、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、当該期間について、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況をB社に照会したところ、当時の資料が残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかつた上、当時の同社の従業員6人に照会を試みたものの、他界している又は連絡先が不明であること等から、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかつた。

このほか、当該期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 申立人は、申立期間②においてC社で勤務していたと主張しているが、同社が保管している申立人の人事記録によると、昭和34年3月2日入社、39年4月9日退職となっており、申立期間②に係る勤務記録が無い上、社会保険庁の記録をみても、申立人の同社における厚生年金保険加入期間は34年4月1日から39年5月1日までの期間のみである。なお、当該期間については、記録上、脱退手当金支給済みとされており、申立人も当該脱退手当金を受給したことを認めている。

また、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社に照会したところ、「当社では、当時の厚生年金保険適用状況等に係る資料は残っていないが、保管している人事記録から判断すると、申立期間②には、申立人は当社で勤務しておらず、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除も行っていなかったと考えられる。」との回答があった。

さらに、申立人の申立期間②における健康保険への加入状況についてC健康保険組合に照会したところ、当時の資料は残っておらず不明であるとの回答があり、それを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人が記憶している申立期間②における同僚及びC社への照会時に把握した申立人を覚えているとする同僚に照会したところ、「昭和36年か37年ごろ申立人と一緒に勤務したが、申立人がいつ退職したかは不明である。」旨、「申立人は少なくとも昭和43年には退職していた。」旨の回答があり、申立人は申立期間のうち昭和43年以降は同社で勤務していなかったことが確認できる上、42年以前についても明確に勤務していたことを確認できる供述は得られなかった。

なお、申立期間②のうち昭和46年4月以降については、国民年金の申請免除承認期間となっている。

このほか、申立期間②について、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月26日から同年12月1日まで

A社（現在は、B社。以下同じ。）に、昭和52年11月末日まで勤務していた。退社した日に国民年金の加入手続を行い、同年12月1日から未納期間も無く、国民年金保険料を納付していた。同年11月の1か月が厚生年金保険加入期間となっていないのは納得がいかないので、当該年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、B社に照会したところ、申立期間当時の書類は処分して無いため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている被保険者のうち3人に連絡が取れたものの、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱いについての供述等を得ることはできなかった上、申立人の雇用保険の加入記録によると、昭和52年11月20日離職となっており、同月21日に離職票が交付され失業保険給付が行われていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 6 月 21 日から 40 年 7 月 21 日まで
② 昭和 43 年 8 月 1 日から 44 年 3 月 13 日まで
③ 昭和 44 年 3 月 25 日から 45 年 12 月 26 日まで

社会保険事務所の記録では、申立期間について脱退手当金を受給していることになっているが、私は脱退手当金を受け取った覚えが無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。昭和 46 年 1 月に結婚して A 市に転居したが、同市から遠く離れた B 社会保険事務所にお金をもらいに行ったことは無い上、会社から脱退手当金について何の説明も無く、退職時にお金を受け取った記憶も無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は厚生年金保険被保険者証を所持していないため、同書類では確認できないものの、社会保険事務所が保管している申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 46 年 3 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から39年8月まで

昭和38年11月から39年8月までA商会に勤めていた。同社は農薬の販売を行っており、主に農業協同組合に卸していた。同社の本店はB市に、支店はC市とD市にあった。当時、会社の事務員から橙色の健康保険被保険者証をもらった覚えがある。約50年前のことで、会社を見付けるのは難しいと思われるが調査をお願いする。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人が申立期間に勤務していたと主張している「A商会」という名称の事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できず、申立人は当時の事業主や同僚の氏名の記憶が不明確であったが、申立人が同社の販売先であったと供述している農業協同組合に照会したところ、類似する名称のA商店（現在は、E社。以下同じ。）から農薬を購入していた旨の回答があったことから、申立ての事業所はA商店であると考えられる。

しかし、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管しているA商店の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、健康保険番号21番（昭和38年7月10日資格取得）から33番（昭和40年3月5日資格取得）までに申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてE社に照会したところ、当時の資料は残っ

ていないため不明であるとの回答があり、当時の社長は既に他界しているため、その妻から聴取したところ、「当時、A商店では、従業員の厚生年金保険への加入を一律には行っておらず、勤務実態等により加入させるかどうかを判断していた。」旨の供述があった。

加えて、社会保険庁が保管しているA商店の職歴審査照会回答票に記載されている申立期間に被保険者であった15人のうち、連絡先が分かった4人に照会したところ、二人は入社時期を覚えていないと回答しているが、残る二人は入社後約4か月又は7か月後に資格取得した旨供述している上、この二人の社会保険庁の記録をみても、本人が記憶している入社時期の数か月後に資格取得していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月20日から同年12月1日まで
② 昭和30年4月20日から同年12月1日まで

A社には、申立期間①及び②の二期にかけて勤務した。社会保険関係については分からないが、当時、B社（現在は、C社。以下同じ。）の仕事で、D県のE地方からF川の雪解け水を利用してヘド松やトド松を同川終点のG町まで流送していた。A社で厚生年金保険に加入していたはずであるので申立期間を加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は、申立期間に勤務していた事業所名について、「『A社』又は『H社』であったと思うが、どちらなのか明確には覚えておらず、働いていた場所は記憶にあるが、事業所の所在地は分からない。」と供述しているところ、①社会保険事務所の記録によると、A社又はH社という名称の事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、②申立人が供述している勤務地を管轄する法務局に照会しても、これらの名称の事業所の法人登記簿は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が記憶している同僚三人に照会したところ、三人共、申立人と一緒に働いた記憶はあると回答しているものの、「事業所の名称や所在地、社会保険の適用状況等についてはよく覚えていない。」旨供述している上、社会保険庁の記録によると、これら三人について申立期間に係る厚生年

金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立期間にA社又はH社で行っていた仕事について、申立人はB社の下請業務、上記の三人の同僚のうち一人はI社（現在は、J社。以下同じ。）の下請業務であると主張しているため、C社及びJ社に照会したところ、両社とも「当時のことを覚えている従業員はおらず、資料も残っていない。」旨の回答であった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月から同年 8 月まで
② 昭和 33 年 8 月 22 日から 39 年 9 月 16 日まで

昭和 33 年の集団就職により、申立期間①にA県にあるB社で勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①について加入記録が無いとの回答であったので、納得できない。

また、上記の回答では、申立期間②については脱退手当金を支給済みとされているが、私は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間①について、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、B社は昭和 42 年 12 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査により把握した当時の事業主に申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、当該事業主は既に他界していたため、その妻に聴取したものの、「当時のことを知っている者もおらず、資料も残っていないため不明である。」旨の回答であった。

加えて、申立人がB社に同時期に入社したと主張している同僚二人については、他界している又は連絡先が不明であるため照会することはできなかったが、社会保険事務所が保管している同社の厚生年金保険被保険者名簿をみると、一人については被保険者資格を確認できず、残る一人も、申

立人が主張している入社日の約5か月後の昭和33年9月に資格を取得している。

また、上記名簿に記載されている申立期間に被保険者資格を取得した10人のうち連絡先が分かった二人に照会したところ、一人は入社時期等に係る記憶が不明確であるとしているが、残る一人は「中学校を卒業してすぐに4月から勤めたが、雇用保険や厚生年金保険に加入したのは8月であった。」と回答している上、社会保険庁の記録でも、当該被保険者の厚生年金保険被保険者資格の取得日は8月となっていることから、B社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

このほか、申立期間①について、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、社会保険事務所が保管している脱退手当金請求に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人以外の女性のうち、脱退手当金の受給資格があり申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年9月の前後（昭和36年1月から39年11月までの期間）に資格を喪失した者5人（当該事業所で資格喪失した後短期間で他の事業所で資格取得している者を除く。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員について支給記録があり、すべて資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定が行われており、いずれも請求手続の時期は退職後間もなく、事業主による代理請求がなされたものと推認されることから、申立人についても同様に事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人は厚生年金保険被保険者証を所持していないため、同書類では確認できないものの、社会保険事務所が保管している脱退手当金請求に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が申立人について記されているとともに、脱退手当金の支給記録が確認できた同僚5人にも「脱」の表示が記載されている。

さらに、申立期間②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年12月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。